４）架設工法が下記の工法以外の工法であること。
・トラッククレーン工法
・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）
ただし、上記１）から４）までは同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成20年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記５）及び６）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

５）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の工事。

６）橋梁形式が、アーチ系橋梁、斜張橋または吊り橋の鋼橋の製作・架設工事。
ただし、上記５）及び６）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(b)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７(1)(a)の認定（上記７(1)(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員は、上記７(1)(a)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)の認定を受けていないとき又は上記７(1)(a)の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間
特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定ＪＶの名称は、「大野油坂道路新子馬巣谷橋上部工事○○・○○（・○○）特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、下記のとおり資料等の提供を招請します。

令和５年７月18日

警察庁長官官房会計課理事官　永山　貴大

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

○第 902 号

１　調達内容

(1)　品目分類番号　15、28

(2)　導入計画物品及び数量
高度警察情報通信基盤システム　数量未定

(3)　調達方法　購入等

(4)　導入予定時期　令和７年度以降

(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法

(1)　資料等の提供期限　令和５年８月17日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁長官官房通信基盤課専門官　赤畑　秀尚　電話03―3581―0141　内線6189

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

(1)　交付期間　令和５年７月18日から令和５年８月17日まで。

(2)　交付方法　本公告日から調達ポータル上にてダウンロード可能。
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101

４　Summary

(1)　Classification of the services to be procured : 15, 28

(2)　Nature and quantity of the products to be required : Police Integrated Info-communication Infrastructure, Quantity is undecided

(3)　Type of the procurement : purchase

(4)　Basic requirements of the procurement : as enclosure

(5)　Time-limit for the submission of the requested material : 17 : 00　17 August, 2023

(6)　Contact point for the notice : AKAHATA Hidenao, Communications Infrastructure Division, Commissioner General's Secret-ariat, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141 ext. 6189

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和５年７月18日

国立大学法人広島大学

契約担当職　理事（財務・総務担当）

八田　和嗣